

平成28年度税制改正に関する指定都市市長会緊急要請

平成28年度税制改正に向けた議論では、地方にとって影響の大きい法人課税や償却資産に対する固定資産税などの見直しについて昨年度に引き続き検討課題とされており、更に各省庁からはその他地方税の見直しなどの税制改正が要望されている。

地方が自立的に事務及び事業を執行するためには、財源を安定的に確保し、財政基盤を強化することが必要不可欠であることから、税制改正に当たっては、以下の点について十分配慮するよう、強く要請する。

1 地方法人税（法人住民税一部国税化）の撤廃及び法人住民税への復元

法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。

地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で行われるべきである。法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方間で再配分する地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。

2 法人実効税率の更なる引下げに伴う法人住民税収等の確保

国の施策として法人実効税率を更に引き下げするための措置を講ずる場合には、法人税額が法人住民税法人税割の課税標準となっていることや法人税が地方交付税原資となっていることに鑑み、地方財政に影響を及ぼさないよう、課税ベースの拡大や法人住民税均等割の拡充など、法人住民税及び地方交付税原資が減収とならない制度設計を行うこと。

3 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、市町村全体で約1兆6,000億円に上る貴重な安定財源となっていることから、その廃止・縮減を行うことは、市町村財政の根幹を揺るがすものである。

特に、償却資産のうち「機械及び装置」に係る固定資産税の税収は、市町村全体で約5,300億円となっており、仮に、新規取得分に限り非課税措置などが講じられたとしても、毎年度減収額が発生し、将来的には「機械及び装置」分の廃止と同様の状況となることから、市町村の財政基盤が著しく損なわれ、安定的な行政サービスの提供に多大な支障が生ずることとなる。

したがって、償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策などの観点からの見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

4 車体課税の見直しに伴う市町村税財源の確保等

自動車取得税は、その約7割が市町村に交付されており、市町村にとって貴重な安定財源となっていたが、税率の引下げ及びエコカー減税の拡充により、大幅な減収となっていることから、この減収分について、適切な補填措置を講ずるとともに、消費税率10%段階で予定されている自動車取得税の廃止に当たっては、国・道府県道の管理分として指定都市に措置されている交付金の特例分も含め、市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を確保すること。

また、自動車重量税についても、その約4割が市町村に譲与されていることから、減収を伴う見直しを行う場合は、市町村への譲与分に係る減収に見合う代替税財源を確保すること。

なお、消費税率10%段階で予定されている軽自動車税における環境性能割の導入に当たっては、現行の自動車取得税の枠組みを活用するなど、市町村に過度の事務負担が生ずることのないよう、制度設計を行うとともに、制度導入に伴い市町村に経費負担が生ずる場合には、財政上の措置を講ずること。また、条例の制定や納税義務者への周知に一定の期間が必要であることから、平成28年度税制改正において、具体的な制度設計を明らかにすること。

5 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税は、地方公共団体の様々な行政サービスを楽しんでいるゴルフ場の利用者に対し、その利用行為に担税力を認めて課税するものであり、その税収の7割はゴルフ場所在市町村に交付され、市町村にとって貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

平成27年10月28日

指定都市市長会